

生涯にわたり自分らしく活動ができ

12月3日～9日は
障害者週間です



「障害者週間」は、障がいのある人や、障がいについての関心や理解を深めていただくとともに、障がいのある人がさまざまな分野の活動に、積極的に参加する意欲を高めることを目的にした意識啓発を行う週間です。

障がいのある人もない人もお互いに尊重し、支え合いながら暮らせる「共生社会」を目指しましょう。

問合せ先 地域福祉課障がい者支援グループ（☎84-3313）

■ 第2次亀山市障がい者福祉計画（亀山市障がい者計画・ 亀山市障がい福祉計画）を平成30年3月に策定しました

近年、少子高齢化、家族形態の変化などの流れが進むなかで、福祉のニーズは複雑かつ多様化してきています。

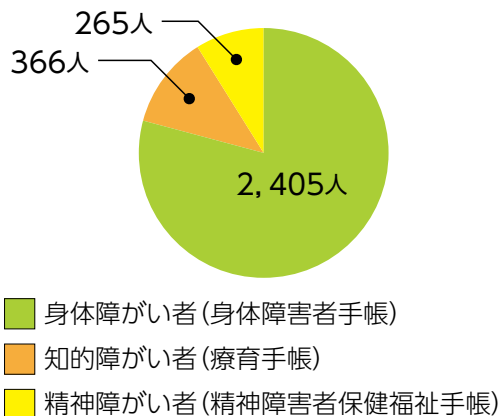
また、平成23年の障害者基本法の改正を始めとして、障害者虐待防止法や障害者優先調達推進法のほか、平成28年4月には障害者差別解消法、同年6月には障害者総合支援法が改正されるなど、障がいのある人を取り巻く施策は大きな転換期を迎えています。

市内の障害者手帳の所持者は、平成30年4月時点で、身体障害者手帳2,405人、療育手帳366人、精神障害者保健福祉手帳265人で、人口の約6.1%を占めています。亀山市での障がい福祉サービスなどを利用する人は年々増加傾向にあり、障がい福祉を取り巻く亀山市の状況も変化しています。

さらに、国では平成28年7月に「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部を立ち上げ、地域の課題は地域で解決を試みる仕組みづくりを進めるとともに、市域（市町村など）には複合化・複雑化した困難ケースの課題を包括的に受け止める体制づくりが求められています。

こうしたなかで、障害者制度改革の流れに合わせながら、これまでの取り組みや地域性を踏まえ、住み慣れた地域で障がいのある人もない人も分け隔てられることなく、ともに生活ができる共生のまち「かめやま」の実現をめざして、障がい者施策・障がい福祉に関わる計画を一体的に策定しました。

今年度から計画に掲げた基本目標に基づき、施策の実現に向けて取り組みを進めていきます。



計 画の冊子は、各地区コミュニティセンターや市ホームページでご覧いただくことができます

なお、視覚障がいなどがある人がお読みになる場合は、音声版CD（全ページ）をお貸ししますので、地域福祉課障がい者支援グループへお問い合わせください。



共感と共生ができるまちをめざして

■ 障がい者(児)・介助者などに、さまざまなサービスや取り組みを行っています

※障害者手帳を所持していても、介護保険の対象になる人は、介護保険が優先されます。

地域で自立した生活を支えるサービス

●障害福祉サービス

障がいのある人が、事業者との契約によりサービスを利用する制度です(市が発行する受給者証が必要)。

<主なサービス>

ホームヘルプ、生活介護(デイサービス)、ショートステイなど

●三重おもいやり駐車場利用証制度

障がいのある人や妊産婦などで歩行困難な人に、公共施設や店舗等に設置されている「おもいやり駐車場」の利用証を交付します。

●ヘルプマークの配布

障がいのある人や病気の人など、外出先等で周囲の配慮や支援が必要な人にヘルプマークを配布します。



割引制度

●有料道路通行料割引制度

身体障がい者が自ら自動車を運転する場合、または重度の身体障がい者が乗車もしくは重度の知的障がい者が乗車し、その移動のために介護者が自動車を運転する場合、有料道路の割引(5割)が受けられます(利用前に手続きが必要)。

※介護者運転の場合は、障がいの種別や等級に制限があります。

※登録できる自動車は、障がいのある人1人につき1台に限ります。

相談機関など

●障害者虐待防止ネットワーク

障がい者の虐待にかかわる通報や届け出、支援などの相談を受け付けています。

通報窓口 地域福祉課障がい者支援グループ(あいあい ☎84-3313) ※休日・夜間は市役所(☎82-1111 [代表])

●障害者総合相談支援センター「あい」

身体、知的、精神に障がいのある人、ひきこもりの人、またはその家族のための相談機関です。

社会参加、就労、日常生活などのさまざまな相談に応じていますので、困りごとのある人はご相談ください。

なお、相談は来所での相談以外に、電話・訪問相談も受け付けています。

担当窓口 障害者総合相談支援センター「あい」(あいあい2階 ☎84-4711)

手当や介助をしている人等への福祉サービス

●特別児童扶養手当の支給(所得制限あり)

20歳未満で中度～高度の障がいがある児童を扶養している人

<支給額>

1級…月額51,700円

2級…月額34,430円

緊急時の通報

●緊急通報用ファクス番号

聴覚や言語に障がいがあるなど、電話での110番、119番通報ができない人のために、ファクスを利用した連絡方法があります。

◆火事・救急など◆

亀山市消防本部
(FAX 82-9454)

◆事件・事故など◆

三重県警察本部
(FAX 059-229-0110)

●障害児福祉手当の支給

著しい重度の障がいがあり、日常生活で特別な介護を常時必要とする20歳未満の人

<支給額> 月額14,650円(所得制限あり)

<障がい程度の認定基準(抜粋)>

◇両眼の視力の和が0.02以下

◇両耳が補聴器を用いても音声を識別できない程度

◇両上肢の機能に著しい障がい

◇両上肢のすべての指を欠く

◇両大腿を2分の1以上失った

◇体幹の機能に座わっていることができない程度

●特別障害者手当の支給

在宅で、著しく重度の障がい重複するなど、生活で特別な介護を常時必要とする20歳以上の人

<支給額> 月額26,940円(所得制限あり)

<障がい程度の認定基準(抜粋)>

◇両眼の視力の和が0.04以下

◇両耳の聴力レベルが100デシベル以上

◇両上肢の機能の著しい障がい

◇両上肢のすべての指を欠く、すべての指の機能に著しい障がい

◇両下肢の機能に著しい障がい、足関節以上欠く

◇体幹の機能に座わっていることができない程度

※障がい程度の認定基準など詳しくは、障がい者支援グループへお問い合わせください。